

令和3年度第2回上越市総合教育会議資料

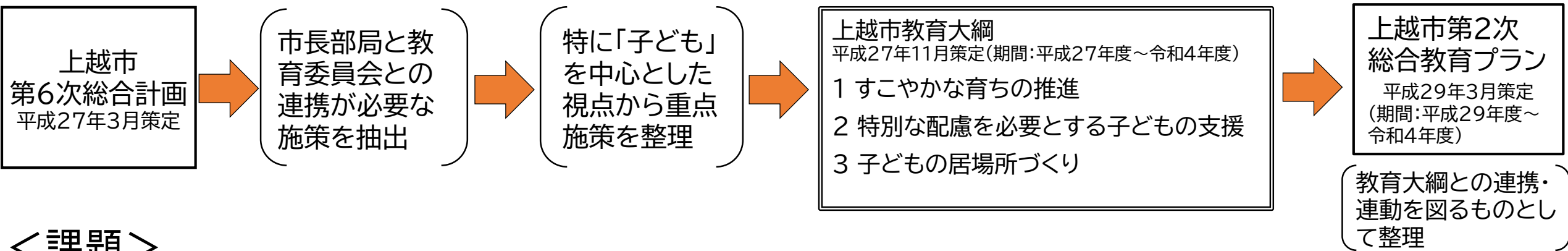
上越市教育大綱の策定方針について

- 1 現行の教育大綱の策定経過と課題
- 2 次期教育大綱の策定の考え方
- 3 次期教育大綱、第7次総合計画、第3次総合教育プランの関係性
- 4 今後の策定スケジュール

上越市教育委員会 教育総務課

1 現行の教育大綱の策定経過と課題

- 教育大綱については、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、地方公共団体の長が定めることとされた。
- 本市においては、同年3月に上越市第6次総合計画を策定したことを踏まえ、同計画の教育・文化分野における施策及び教育との連携が必要な他分野における施策の方向性を改めて整理し、これを教育大綱に位置付けるというプロセスが取られた。
※その後、平成29年3月に教育委員会が上越市第2次総合教育プランを策定（根拠法令：教育基本法）



<課題>

- ① 教育大綱、総合計画、総合教育プランのそれぞれ内容に重なりが多いため、役割の違いが分かりにくい。
- ② 内容が「子ども」の施策に偏っている。

2 次期教育大綱の策定の考え方

方針 1

教育大綱は、本市における教育に関する施策のおおもととなる「理念」を表すものとする。

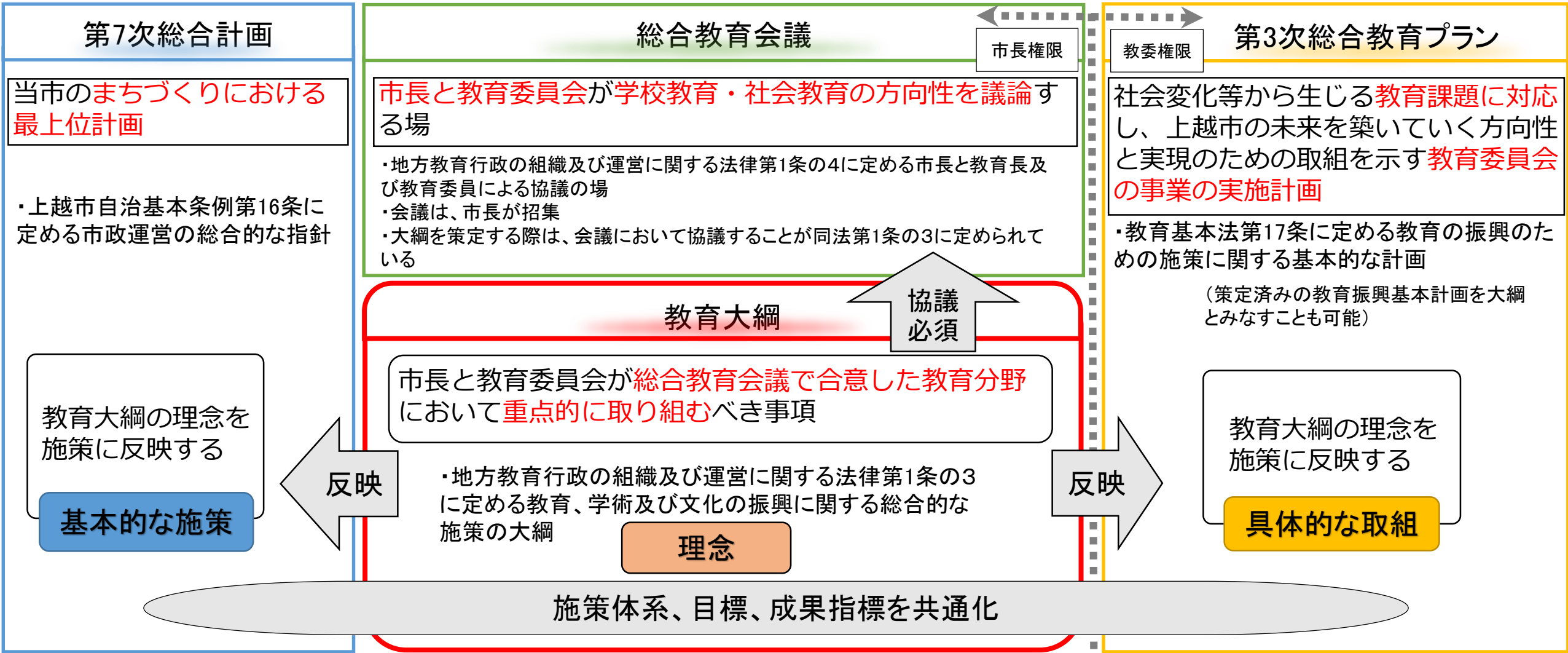
方針 2

教育大綱の理念は、多くの市民が共感し、共有することのできるメッセージ性の高い内容とする。

方針 3

- 総合計画は、教育大綱の理念に基づいた「基本的な施策」を規定するものとする。
- 総合教育プランは、「具体的な取組」を規定するものとする。

3 次期教育大綱、第7次総合計画、第3次総合教育プランの関係性



4 今後の策定スケジュール

R4.2.3	総合教育会議（1回目）…策定方針に係る意見交換
～4月	教育大綱の意見交換・素案作成
～5月	総合教育会議（2回目）…素案内容に係る意見交換
～6月	修正案作成
～7月	市長決裁・署名、教育大綱の公表